

四街道市一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
第23条の2 次の各号の一に該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略）	第23条の2 次の各号の一に該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁こ</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略）

2 (略)	2 (略)
3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略)	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略)
4～6 (略)	4～6 (略)

四街道市公害防止条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
(罰則) 第34条 第19条第1項又は第22条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第34条 第19条第1項又は第22条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
（罰則） 第14条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第14条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

四街道市消防団条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
（欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）（略）	（欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）（略）

四街道市行政不服審査法施行条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
（罰則） 第15条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第15条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
附 則 （経過措置）	附 則 （経過措置）

第3条 （略）

2・3 （略）

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）であって、特定の旧個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) （略）

5 前項各号に掲げる者が、業務上知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報で行政文書に記録されているものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 （略）

第3条 （略）

2・3 （略）

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）であって、特定の旧個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) （略）

5 前項各号に掲げる者が、業務上知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報で行政文書に記録されているものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 （略）